

道路啓開に関する申合せ

北海道開発局帯広開発建設部長（以下「甲」という。）、北海道十勝総合振興局長（以下「乙」という。）及び一般社団法人帯広建設業協会長（以下「丙」という。）、幕別町長（以下「丁」という。）は、十勝地域で大規模な災害発生時に、十勝地方道路啓開計画に基づいて実施する道路啓開に関し、次のとおり申合せを行う。

（目的）

第1条 この申合せは、十勝地域における大規模な災害発生時に、「道路啓開に関する協定」に定める業務のうち、丁が所管する路線の区間（以下「所管区間」という。）において、道路啓開に係る緊急的な対応（以下「業務」という。）等に関する事項を定め、迅速かつ的確な業務遂行を目的とする。

（定義）

第2条 この申合せにおいて使用する用語の定義は、次のとおりとする。

一 道路啓開

救命・救助活動、緊急物資支援等や復旧のための緊急車両通行のため、早急に瓦礫処理や簡易な段差補修等を行い、最低限の通行幅員（3 m程度）を確保し、救援ルートを確保すること。

（業務の実施区域）

第3条 丙又は丙の会員は、所管区間において、「道路啓開に関する協定」の第3条から第9条に基づき業務を行うものとする。

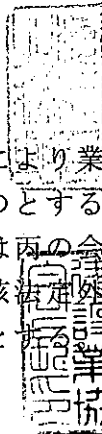
(業務に関する応援)

第4条 被災の状況により、丁による業務に係る対応が極めて困難な場合、丁は、甲又は乙に対して応援を要請できるものとする。丁から応援の要請がない場合であっても、甲又は乙が緊急を要し、業務を実施する必要があると認める場合は、応援を実施するものとする。



(費用の負担)

第5条 所管区間において、実施する業務に要した費用は、「道路啓開に関する協定」の第12条に定める報告に基づき、丁が負担する。ただし、丁の負担を求めることが困難な場合又は不適当な場合は、甲、乙、丙及び丁にて協議の上、決定するものとする。



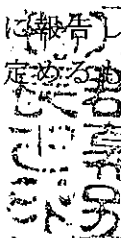
(契約の締結)

第6条 丁は丙の会員が第3条により業務を実施したときは、遅延なく、当該会員と必要な契約を締結するものとする。

2 契約締結にあたって、丙又は丙の会員は、法定外労働災害補償制度に加入しているものとする。なお、当該法定外労働災害補償制度は、元請・下請を問わず補償できる保険であるものとする。

(損害の負担)

第7条 業務の実施に伴い、第三者に対し損害を及ぼしたとき、又は建設資機材等に損害が生じたときは、丙の会員は、その事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲、乙、丙及び丁に報告し、その対応については、甲、乙、丙、丙の会員、丁にて協議を行い、定めるものとする。



(その他)

第8条 大規模な災害に該当しない規模の災害が発生した場合は従来どおり、次の既存協定・申合せにより対応するものとする。

北海道開発局所管施設等の災害応急対策業務に関する協定（北海道開発局・（一社）北海道建設業協会）、北海道における災害時等の相互協力に関する協定（北海道開発局・北海道・札幌市）、北海道地方における災害時の応援に関する申合せ（北海道開発局・各自治体）、北海道における災害時等の相互協力に関する細目協定（北海道開発局帯広開発建設部、北海道十勝総合振興局）、北海道地方における災害時の応援に関する申合せ（北海道開発局・北海道内各市町村）、豪雨災害時における一般国道通行止めに関する細目協定（各道路事務所・（一社）帯広建設業協会）、災害時における応急対策業務に関する協定（北海道、（一社）北海道建設業協会）、災害時における応急対策業務に関する細目協定（北海道十勝総合振興局、（一社）帯広建設業協会）

第9条 この申合せに定めのない事項、又はこの申合せに疑義が生じたときは、その都度、甲、乙、丙及び丁が協議してこれを定めるものとする。

（適用）

第10条 この申合せは、令和7年3月2日適用するものとする。

令和7年3月2日

甲 北海道開発局帯広開発建設部長

時岡 真治

乙 北海道十勝総合振興局長

野口 正浩

丙 一般社団法人帯広建設業協会会長

萩原 一和

丁 幕別町長

飯田 晴義